

郵便はがき



〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇

株式会社〇〇〇  
法務／経理 ご担当者 様

**重 要**

※内面も含め、必ずご一読ください※

## 「委託元との取引に関する調査」へのご協力をお願い

中小企業庁は、取引の適正化に向けた取組をより一層進めることを目的に、下請取引の実態把握を行っています。

このたび、貴社（者）における委託元との取引状況について、調査（インターネット調査）へのご協力をお願いいたします。

【回答期限】 令和3年11月30日（火）

【調査主体】 中小企業庁



【本調査に関するお問合せ先】

「委託元との取引に関する調査事務局」

電話番号：03-5539-0402

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）

9:00～17:30

## 「委託元との取引に関する調査」のご回答方法

本調査はインターネット調査により実施しています。

以下の手順により、中小企業庁ホームページから「調査専用サイト」にアクセスいただき、ご回答願います。

### (1) 中小企業庁のホームページからアクセス

- ① 中小企業庁のトップページを開く
- ② 下にスクロールし、画面右側にある「その他のリンク一覧」をクリック
- ③ オレンジ色のアイコン「委託元（親事業者等）との取引に関する調査はこちら」をクリック

委託元(親事業者等)との  
取引に関する調査はこちら ▶  
下請代金支払遅延等防止法

### (2) 検索エンジン（Google、Yahoo!Japan 等）にて

【下記キーワード】等により検索して、「調査専用サイト」にアクセス

で

調査専用サイトにて、【貴社（者）の整理番号】とメールアドレスを入力してパスワードを設定いただいた後、改めてログインいただき、設問にご回答願います。

<貴社（者）の整理番号>

|      |      |
|------|------|
| 整理番号 | ●●●● |
|------|------|

貴社（者）の「委託元」の事業者を、中小企業庁が指定しております。当該委託元事業者との取引に関し、各設問への回答をお願い申し上げます。

# 「委託元との取引に関する調査」のよくあるご質問

## Q1 この調査の目的は何ですか。

A1 中小企業庁は、業務を委託する取引先（以下「委託元」といいます。）と貴社（者）の取引について、取引の実態を把握し下請事業者<sup>(※)</sup>や中小企業の保護等に役立たせるため、本調査を実施しています。

(※) 下請事業者とは、下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請代金法」といいます）及び下請中小企業振興法に規定されている下請事業者を指します。

## Q2 当社が調査対象に選ばれたのはなぜですか。

A2 中小企業庁は、下請代金法の規定に基づき委託元にも調査を行っています。今回、委託元との取引関係があると思われる事業者を無作為に抽出した結果、貴社（者）に本調査のご協力を依頼することとなりました。

## Q3 当社は調査に回答する義務があるのですか。

A3 法令上、貴社（者）に回答義務はありませんが、委託元との取引実態を把握し、下請事業者や中小企業の保護等に役立たせることを目的に実施しているものです。ご理解いただき、回答へのご協力をお願いいたします。

## Q4 はがきに印字されている社名（又は住所）が当社の社名（又は住所）と異なります。

A4 申し訳ありませんが、正しい社名や所在地等を入力し、その後、各設問へのご回答をお願いいたします。

## Q5 調査回答したことや回答内容が委託元に知られることはありませんか。

A5 本調査にご協力いただいたこと及び回答内容については、秘密を厳守いたしますので、本調査へのご協力をお願いいたします。

## Q6 回答期限以後でも回答できますか。

A6 回答期限後は、オンライン調査サイトを閉鎖いたします。閉鎖後は、回答できません。また、回答期限の終了直前は、アクセスが集中するため、回答入力が困難になることも予想されますので、お早めにご回答をお願いいたします。

## Q7 パソコンがありません。

A7 パソコンに限らず、スマートフォンやタブレットからでもご回答いただけます。



### 【本調査の目的】

貴事業者（以下「貴社（者）」といいます。）に業務を委託する取引先（以下「委託元」といいます。）との取引の実態を把握し、下請事業者<sup>(※)</sup>や中小企業の保護等に役立たせることを目的とします。

※下請事業者とは、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」という）及び下請中小企業振興法に規定されている下請事業者を指します。

### 【本調査における情報の取り扱い】

本調査に関することについて、委託元に知らせることは一切ありません。

また、貴社（者）からの回答内容については、中小企業庁の施策に関する調査の目的以外に使用しません。

### 記

1. 調査対象期間：令和2年9月1日から令和3年8月31日

2. ご回答期限：令和3年11月30日（火）

3. ご回答方法：インターネットのみ

※書面によるご回答は受けておりません。パソコンに限らず、スマートフォンやタブレットからでもご回答いただけます。

4. 推奨環境（OS/ブラウザ）

・Microsoft Windows8.1/10  
Microsoft Internet Explorer 11  
Microsoft Edge  
FireFox  
Chrome

・iOS 11/12/13  
Safari

・Android 7/8/9/10  
Chrome

5. 留意事項

※ご回答に際しましては、貴社（者）の連絡先（回答者名、電話番号又はメールアドレス）を入力ください。

※回答後、中小企業庁の担当者より内容の照会をさせていただくことがあります。不当な行為の解決等の成果につながる場合がありますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

※回答内容については、ブラウザの印刷機能で PDF ファイルを作成して保管するようお願いいたします。